

京都府公報

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入敷ノ内町
発行所 京 都 府
政 策 法 務 課
電 話 (075) 414-4037

〒602-8048 京都市上京区下立売通小川東入
印刷所 中 西 印 刷 株 式 会 社
電 話 (075) 441-3155

目 次

告 示	ページ
○保安林の指定予定の通知 (南丹広域振興局)	191
○公共測量の終了 (用地課)	〃
○道路の供用開始 (丹後土木事務所)	〃
○都市計画下水道事業の事業計画の変更認可 (下水道政策課)	192

公 告	
○一般競争入札の実施 (入札課)	193
○林地開発行為に係る事業計画書の縦覧 (山城広域振興局)	195
○道路の位置の指定の取消し (中丹西土木事務所)	196
○都市計画法に基づく工事完了 (乙訓土木事務所、中丹西土木事務所)	〃

告 示

京都府告示第189号

森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定により、次のとおり保安林の指定をする予定である旨農林水産大臣から通知があった。

令和8年4月7日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 保安林予定森林の所在場所
船井郡丹波町塩谷奥山1から3まで、3の乙、4から8まで、9の1、9の2、31、32、34、35の1から35の28まで、36、37の1、37の2、38
- 指定の目的
土砂の流出の防備
- 指定施業要件
(1) 立木の伐採の方法
ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
奥山2・34・35の6・35の17から35の19まで・35の27・36(以上8筆について次の図に示す部分に限る。)
イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
ウ 主伐に係る伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

〔次の図〕及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を京都府南丹広域振興局農林商工部森づくり振興課及び京都府農林水産部森の保全推進課において縦覧に供する。なお、京丹波町役場においてその図面及び関係書類を閲覧することができる。

京都府告示第190号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、次の地域の公共測量(令和7年京都府告示第580号)が令和8年3月16日終了した旨測量計画機関の長である綾部市長から通知があった。

令和8年4月7日

京都府知事 西 脇 隆 俊

測量の地域
綾部市睦寄町地区

京都府告示第191号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、次の道路の供用を開始する。

なお、その関係図面は、次の縦覧場所において、令和8年4月7日から令和8年4月21日まで縦覧に供する。

令和8年4月7日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 178号
- 3 供用開始の区間及び期日

区 間	期 日
京丹後市丹後町袖志小字ツクリミチ10151の44から 京丹後市丹後町袖志小字岩谷1157の1まで	令和8年4月7日
京丹後市丹後町袖志小字ヲテモチ10150の16から 京丹後市丹後町袖志小字ヲテモチ10150の16まで	

- 4 縦覧場所 京都府丹後土木事務所及び京都府建設交通部道路管理課



京都府告示第192号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）下水道事業（昭和49年京都府告示第127号）の事業計画の変更を次のとおり認可した。

令和8年4月7日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 1 施行者の名称
京都市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）下水道事業
京都市公共下水道
- 3 事業施行期間
昭和5年8月11日から令和15年3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分
令和5年京都府告示第187号の事業地のうち京都市南区上鳥羽塔ノ森梅ノ木ほか9ヶ町、伏見区石田西ノ坪及び伏見区石田森西を削る。
 - (2) 使用の部分
令和5年京都府告示第187号の事業地のうち京都市左京区大原戸寺町、大原上野町、大原野村町、伏

見区葭島金井戸町、小栗栖丸山及び醍醐山ヶ鼻ほかにおいて事業地を変更する。



京都府告示第193号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）下水道事業（昭和48年京都府告示第349号）の事業計画の変更を次のとおり認可した。

令和8年4月7日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 1 施行者の名称
京都市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）下水道事業
京都府桂川右岸流域関連京都市公共下水道
- 3 事業施行期間
昭和48年7月6日から令和13年3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分
変更なし
 - (2) 使用の部分
変更なし



京都府告示第194号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）下水道事業（昭和61年京都府告示第540号）の事業計画の変更を次のとおり認可した。

令和8年4月7日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 1 施行者の名称
京都市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）下水道事業
京都府木津川流域関連京都市公共下水道
- 3 事業施行期間
昭和61年8月26日から令和12年3月31日まで
- 4 事業地

- (1) 収用の部分
変更なし
- (2) 使用の部分
令和7年京都府告示第133号の事業地のうち京都市伏見区向島清水町及び淀生津町において事業地を変更する。

公 告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の規定により、次のとおり一般競争入札を実施する。

なお、この入札に係る調達契約は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条に規定する特定調達契約である。

また、この案件は、京都府物品・役務等電子調達システム（以下「電子調達システム」という。）による電子入札対象案件である。

令和8年4月7日

京都府知事 西 脇 隆 俊

1 入札に付する事項

- (1) 購入物品の名称及び数量
電子黒板及びその附属機器 一式
- (2) 購入物品の特質等
入札説明書及び仕様書のとおり
- (3) 納入期限
令和8年8月31日（月）
- (4) 納入場所
仕様書別紙1「整備場所一覧」のとおり

2 契約条項を示す場所等

- (1) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに契約に関する事務を担当する組織の名称、所在地等
〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町
京都府総務部入札課
電話番号（075）414-5442
ファクシミリ番号（075）414-5450
- (2) 入札説明書及び仕様書の交付等
 - ア 交付期間
令和8年4月7日（火）から令和8年5月1日（金）まで（日曜日、土曜日及び祝日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までとする。
 - イ 入手方法
 - (ア) 原則として、アの期間に、電子調達システムの案件情報からダウンロードすること。
 - (イ) やむを得ず窓口交付を希望する場合は、アの期間（正午から午後1時までの間を除く。）に、

- (1)の組織に問い合わせの上、入手すること。
- 3 入札に参加する者に必要な資格
入札に参加を希望する者は、次に掲げる条件を全て満たさなければならない。
 - (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
 - (2) 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令が適用される令和8年度における物品又は役務の調達に係る競争入札に参加する者に必要な資格等を定める告示（令和8年京都府告示第2号）に定める競争入札参加者の資格を得ている者で、次のいずれかの業務種目に登録されているものであること。
 - ア 大分類「電気・通信機器類」一小分類「パソコン・ネットワーク機器」
 - イ 大分類「図書・教材」一小分類「教材」
 - (3) 4の(1)で定める一般競争入札参加資格確認申請書（以下「確認申請書」という。）の提出期間の最終日から開札日までの期間において、京都府の指名停止とされていない者であること。
 - (4) 過去2年間に1の(1)で示した購入物品と同種の物品を、1契約当たり100台以上納入した実績があり、かつ、納入期限までに確実に納入することができ、納入先の求めに応じて速やかに提供できると認められる者であること。
- 4 入札参加資格の確認手続
入札に参加を希望する者は、確認申請書及び一般競争入札参加資格確認資料（以下「申請書等」という。）を次のとおり提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。
 - なお、提出した書類に関し、契約担当者から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。
 - (1) 提出期間
2の(2)のイに同じ。
 - (2) 提出方法
 - ア 電子調達システムにより入札に参加する者（以下「電子入札者」という。）は、(1)の期間内に電子調達システムにより申請書等を提出すること。
なお、確認申請書については、電子調達システムにおいて参加する意思の表明（当該案件の「案件に参加する」をクリック）をもって提出したものとす。
 - イ 電子調達システムによりがたい場合で、「京都府物品・役務等電子調達運用基準」第19条の規定により書面による入札等の承諾を得た者（以下「紙入札者」という。）は、(1)の期間内に、2の(1)の場所に申請書等を持参又は郵送（(1)の期間内に必着させるとともに、郵便書留等の配達記録が残る方法を利用するものに限る。）により提出すること。
 - (3) 確認通知
入札参加資格の確認については、別途通知する。
 - (4) その他
 - ア 申請書等の作成等に要する経費は、提出者の負

担とし、提出された書類は返却しない。

イ 3の(2)の資格を有しない者で入札に参加を希望するものは、次のとおり資格審査を受けることができる。

(ア) 資格審査申請書の提出場所及び問合せ先
2の(1)に同じ。

(イ) 原則として、京都府ホームページ (<http://www.pref.kyoto.jp/zaisan/zuiji.html>) からダウンロードすること。

(ウ) 提出期限

令和8年4月15日(水)午後5時

なお、その後も随時に受け付けるが、この場合には、この公告に係る入札に間に合わないことがある。

5 入札手続等

(1) 入札期間及び開札の日時等

ア 電子調達システム又は持参による場合の入札期間

令和8年5月18日(月)午前8時30分から午後5時15分まで及び令和8年5月19日(火)午前8時30分から午後3時まで

イ 郵送による場合の入札書の提出期限

令和8年5月18日(月)午後5時

ウ 持参又は郵送による場合の入札書の提出先等

(ア) 提出先

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町

京都府総務部入札課長

(イ) その他

入札書の提出方法は、入札説明書において指定する。

エ 開札日時

令和8年5月19日(火)午後3時15分

(2) 入札の方法

ア 電子入札者は、(1)のアの期間内に電子調達システムにより入札書を提出すること。

イ 紙入札者は、(1)のアの期間内に(1)のウの(ア)の提出先に入札書を持参し、又は(1)のイの期限までに入札書を郵送(郵便書留等の配達記録が残る方法を用いるものとする。)により提出すること。

ウ 再度入札については、入札説明書において指定する。

(3) 入札書に記載する金額

入札書に記載する金額は、1の(1)に示す「電子黒板及びその附属機器一式(税抜き)」の金額とし、入札書に記載する金額には、搬入費・環境設定費用等、納入場所渡しに要する一切の諸経費を含めること。

また、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る

課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(4) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

ア 3に掲げる入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札

イ 申請書等を提出しなかった者のした入札

ウ 申請書等に虚偽の記載をした者のした入札

エ 入札説明書に示した入札に関する条件に違反した者のした入札

オ 同じ入札に2以上の入札(他人の代理人としての入札及び他人のID又はパスワードを使用しての入札を含む。)をした者のした入札

カ 電子調達システムの使用に当たり、他人のID又はパスワードを不正に取得し、名義人になりすまして入札に参加した者のした入札

キ その他不正の目的を持って電子調達システムを使用した者のした入札

ク 入札に関し、不正の利益を得るための連合その他の不正行為をした者又はその疑いのある者のした入札

ケ 入札参加資格確認後、指名停止措置を受けて開札時点において指名停止期間中である者等、開札時点において入札に参加する資格のない者のした入札

コ 1の(2)に掲げる購入物品の特質等の条件を満たさない製品により入札をした者のした入札

サ 金額を訂正した入札書又は金額を特定することができない入札書で入札をした者のした入札

シ 氏名、印鑑又は重要な文字が誤脱又は不明瞭のため、入札参加者又は対象案件を特定することができない入札書(封筒を含む。)で入札をした者のした入札

(5) 落札者の決定方法

京都府会計規則(昭和52年京都府規則第6号。以下「規則」という。)第145条の予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札となるべき価格の入札をした者が2人以上あるときは、電子調達システムによる電子くじにより落札者を決定するものとする。

落札者が落札決定後、契約を締結するまでに指名停止措置に該当する行為を行ったときは、当該落札決定を取り消すことがある。

(6) 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(7) 契約書作成の要否

要する。

6 入札保証金

免除する。

7 違約金

落札者が契約を締結しないときは、落札金額の100分の5相当額の違約金を徴収する。

8 契約保証金

落札者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を、契約締結と同時に納入しなければならない。ただし、銀行その他契約当事者が確実と認める金融機関（以下「銀行等」という。）が振り出し、若しくは支払保証をした小切手又は銀行等の保証をもって契約保証金の納付に代えることができ、規則第159条第2項各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

9 その他

- (1) 1 から 8 までに定めるもののほか、規則の定めるところによる。
- (2) 詳細は、入札説明書による。
- (3) 電子調達システムの使用の注意事項については、電子調達システムの操作手引による。
- (4) システム障害、天災が原因の停電等により電子調達システムによる入札等の処理ができない場合は、入札等の延期、書面による入札への移行等の措置を講じるものとし、この場合、電話、ファクシミリ等により必要な事項を連絡するものとする。
- (5) この公告に係る調達に関し、政府調達に関する苦情の処理手続要綱（平成8年京都府告示第485号）に基づく苦情申立てがあったときは、契約を締結しないこと又は契約の執行を停止し、若しくは契約を解除することがある。

10 Summary

- (1) The nature and quantity of the product to be purchased
A complete set of electronic interactive whiteboards and related accessories
- (2) Bidding method
Electronic bidding system
- (3) Period for submission of application forms and attached documents for qualification confirmation
From 8:30 AM to 5:15 PM from Tuesday, April 7, 2026 to Friday, May 1, 2026 (except for Sundays, Saturdays and Public holidays)
- (4) The time, date and place for submission of tender
From 8:30 AM to 5:15 PM on Monday, May 18, 2026 and from 8:30 AM to 3:00 PM on Tuesday, May 19, 2026
Tender Division, Department of General Affairs, Kyoto Prefectural Government
Yabunouchi-cho, Shinmachi-nishiiru, Shimodachiuridori, Kamigyoku, Kyoto, Japan
- (5) Deadline for tender by mail
5:00 PM on Monday, May 18, 2026
- (6) The time, date and place for the opening of tender
3:15 PM on Tuesday, May 19, 2026
Tender Division, Department of General Affairs, Kyoto Prefectural Government
Yabunouchi-cho, Shinmachi-nishiiru, Shimodachiuridori, Kamigyoku, Kyoto, Japan
- (7) Contact point for the notice

Commodity Section, Tender Division, Department of General Affairs, Kyoto Prefectural Government
Yabunouchi-cho, Shinmachi-nishiiru, Shimodachiuridori, Kamigyoku, Kyoto 602-8570 Japan
TEL: (075) 414-5442 FAX: (075) 414-5450



京都府林地開発行為の手続に関する条例（平成23年京都府条例第25号）第3条の規定により、林地開発行為に係る事業計画書の提出があったので、その写しを次のとおり縦覧に供する。

なお、事業計画書の内容について生活環境の保全の見地から意見を有する地域住民等は、意見書を知事に提出することができる。

令和8年4月7日

京都府知事 西脇 隆俊

- 1 林地開発行為をしようとする者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
有限会社敷島
代表取締役 福田 信一
大阪市北区錦町3番12号
- 2 林地開発行為の目的
太陽光発電施設の設置
- 3 林地開発行為をしようとする区域
宇治市菟道新池3番18ほか（次の図のとおり）
- 4 林地開発行為をしようとする区域の面積
4.9ヘクタール
- 5 期間
令和5年5月30日から令和9年3月31日まで
- 6 生活環境に影響が生じるおそれの有無
有
- 7 生活環境に影響が生じるおそれの種類、おそれがある範囲及びおそれを減じるための措置

おそれの種類	おそれがある範囲	おそれを減じるための措置
周辺道路の汚れの発生	宇治市菟道地内の一部に存する道路（次の図のとおり）	場内の車両出入口にタイヤ洗い場を設置し、運搬車両の汚れを除去する。
交通量の増加	〃	場内出入口に交通誘導員を配置する。 通勤、通学時間帯の交通混雑及び事故発生を避けるため、車両の出入時間は午前9時から午後4時までとする。

騒音の発生	開発区域の中心から半径300m以内の範囲(次の図のとおり)	緩衝帯として、区域外周部に残置森林を設ける。 低騒音、低振動の重機を使用する。
濁水の発生	宇治市菟道、志津川地内の一部に存する範囲(次の図のとおり)	場内に沈砂池を設置し、場内の排水は全て沈砂池に集水し、泥分を沈下させた後に場外に排水する。 工事中は3箇月に1回しゅんせつし、また、雨天時の作業は中止する。
河川水量の増加	〃	場内最下流部に調整池を設置し、場内の排水は全て調整池に集水し、流量調整後に場外に排水する。 土砂のしゅんせつを定期的に行い、調整池の容量を確保する。

8 縦覧場所

- (1) 京都府山城広域振興局農林商工部森づくり振興課
宇治市宇治若森7の6
- (2) 京都府農林水産部森の保全推進課
京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町
- (3) 宇治市産業観光部農林茶業課
宇治市宇治琵琶33番地
- (4) 有限会社敷島
大阪市北区錦町3番12号

9 縦覧期間

令和8年4月7日(火)から令和8年5月7日(木)まで

10 意見書の提出期間及び提出先

- (1) 提出期間
令和8年4月7日(火)から令和8年5月7日(木)まで
- (2) 提出先
〒611-0021 宇治市宇治若森7の6
京都府山城広域振興局農林商工部森づくり振興課
(「次の図」は、省略し、その図面を8の縦覧場所において縦覧に供する。)



建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定による道路の位置の指定の取消しを次のとおり行った。

なお、その関係図面は、所管の京都府土木事務所に備えておく。

令和8年4月7日

京都府知事 西脇 隆俊

指定取消番	指定取消年月日	所管土木事務所名	道路の位置	道路の延長	道路の幅員
8中西土健第76号	令8.3.27	京都府中丹西土木事務所	福知山市字天田小字樹木110の1、小字出口56の1、57	m 99.9	m 最小 4.3 最大 4.8



都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項に関する工事が次のとおり完了した。

令和8年4月7日

京都府知事 西脇 隆俊

- 1(1) 工事が完了した開発区域に含まれる地域
長岡京市今里四丁目8の1の一部、8の2の一部、8の3の一部
(関連区域)
長岡京市今里四丁目8の1の一部、8の2の一部、8の3の一部、201の2の一部、201の3の一部、201の4の一部、202の一部、市有地
- (2) 開発許可を受けた者の住所及び名称
向日市上植野町落堀17の1
四辻木材興業株式会社
- 2(1) 工事が完了した開発区域に含まれる地域
福知山市長山町6、字長田小字長山459の13の一部
(関連区域)
福知山市中坂町13の1の一部
- (2) 開発許可を受けた者の住所及び名称
大阪市北区大淀中一丁目1の88
積水ハウス株式会社